

平成26年度南大隅町議会定例会12月会議 会議録（第2号）

招集年月日 平成26年4月11日
 招集の場所 南大隅町議会議事堂
 開 会 平成26年4月11日 午前9時10分

開 議 平成26年12月19日 午前10時00分
 開議の場所 南大隅町佐多支所議会議事堂

応招議員

1番 浪瀬 敦郎 君	6番 日高 孝壽 君	11番 大内田 憲治 君
2番 持留 秋男 君	7番 水谷 俊一 君	12番 川原 拓郎 君
3番 松元 勇治 君	8番 大久保 孝司 君	13番 大村 明雄 君
5番 平原 熊次 君	9番 井之上 一弘 君	

不応招議員 なし
 出席議員 全員
 欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による出席者

町長	森田 俊彦 君	介護福祉課長	水流 祥雅 君
副町長	白川 順二 君	経済課長	尾辻 正美 君
教育長	山崎 洋一 君	教育振興課長	神川 和昭 君
総務課長	石畑 博 君	税務課長	川辺 和博 君
支所長	田中 明郎 君	建設課長	石走 和人 君
会計管理者	小田 清典 君	町民保健課長	馬見塚 大助 君
企画振興課長	竹野 洋一 君	総務課課長補佐	相羽 康德 君
財産運用課長	伊比礼 純一 君	財政第1係長	中之浦 伸一 君

職務のための出席者 : (議会事務局長) 大久保 清昭 君 (書記) 加藤 友教 君

提出議案 : 別紙のとおり

会議録署名議員 : (1番) 浪瀬 敦郎 君 (2番) 持留 秋男 君

議事の経過 : 別紙のとおり

散 会 : 平成26年12月19日 午前11時43分

▼ 開 議

議長（大村明雄君）

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配布いたしましたので、ご了承願います。

▼ 日程第1 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情

議長（大村明雄君）

日程第1 陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情書については、東大阪市在住の軽度外傷性脳損傷仲間の会代表 藤本久美子 氏から提出され、9月10日の本会議において、総務民生常任委員会に付託されたもので、去る9月18日と12月15日に審査を進めてきました。その審査を終了しましたのでその経過と結果について報告いたします。

軽度外傷性脳損傷は、事故や転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維組織が断裂するなどして発症する病気です。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く発生しています。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力の低下や意識障害、神経麻痺など複雑かつ多様で、家族や周囲、職場や学校において理解されず、苦しみ悩むケースが多発している状況があります。

国においてはこれらの現状を踏まえ、労災認定基準の改正と併せ外傷性脳損傷の判定方法の見直しや医療機関をはじめ国民への啓発・周知を積極的に進めることが必要とされるため、本陳情は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める陳情書については、採択と決定しました。

以上で、総務民生常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第3号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情については、採択と決定しました。

▼ 日程第2 陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書

議長（大村明雄君）

日程第2 陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についてを議題とします。
総務民生常任委員長の報告を求めます。

〔 総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、鹿児島市在住の鹿児島県聴覚障害者協会 会長 寿福三男 氏から提出され、12月9日の本会議において、総務民生常任委員会に付託されたもので、去る12月15日に審査を終了しましたのでその経過と結果について報告いたします。

平成18年に採択された国連の障害者権利条約では、「手話は言語」であることが明記されています。

障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年には「改正障害者基本法」を定め、第22条では、国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけてきました。

これを踏まえ、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができる社会づくりの推進や、手話を言語として普及、研究することが重要とされています。

国においてはこれらを推進するため、「手話言語法」の制定などに積極的に取組まれることを要望するため、本陳情書は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきであると全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書は、採択と決定しました。

以上で、総務民生常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第5号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情書については、採択と決定しました。

▼ 日程第3 陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書

議長（大村明雄君）

日程第3 陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを議題とします。

総務民生常任委員長の報告を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書については、霧島市在住の古川陽子氏から提出され、12月9日の本会議において、総務民生常任委員会に付託されたもので、去る12月15日に審査を終了しましたのでその経過と結果について報告いたします。

わが国におけるウイルス性肝炎は肝炎対策基本法や特別措置法により、国の法的責任は明確になっています。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成や障害認定基準において、対象から外れ高額な医療費負担をせざるを得ない患者が相当数にのぼり、就労不能や生活困窮者も多く発生しています。

平成23年の特別措置法制定時の「医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」の付帯決議がされたにもかかわらず、医療費助成や生活支援について、何ら新たな具体的措置が講じられていない状況があります。新たな具体的支援措置を講ずることが必要とされるため、本陳情書は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきであると全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書は、採択と決定しました。

以上で、総務民生常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書についてを採決します。

この陳情に対する委員長の報告は、採択です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、陳情第6号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充に関する陳情書については、採択と決定しました。

▼ 日程第4 陳情第7号 「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書

議長（大村明雄君）

日程第4 陳情第7号 「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書についてを議題とします。

教育産業常任委員長の報告を求めます。

〔 教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

教育産業常任委員長（持留秋男君）

おはようございます。

ただいま議題となりました、陳情第7号 「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書については、鹿児島きもつき農業協同組合 代表理事組合長 ほか1名から提出され、9月10日の本会議において、教育産業常任委員会に付託されたもので、去る12月15日にその審査を終了しましたのでその経過と結果について報告いたします。

政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」において、農協改革の推進を決定しました。

その中、JAグループの「自己改革」をめぐる、政府・関係閣僚から、「政府の考えと方向性が一致していない」など、規制改革会議の意見書は同プランを大きく踏み越えたものとなっています。

このまま、政府主導で農協改革が進めば、地域住民や社会に大きな影響を与え、地域農業の実態に即した施策が展開できなくなるなど、国が進める「地方創生」に逆行することなどが懸念されるため、関連法案の策定にあたっては、一方的な事業方式などを強制されないよう強く要望するため、本陳情は採択とし、政府関係機関へ意見書を提出すべきであると、全委員の意見の一致をみたものであります。

よって、陳情第7号 「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書については、採択と決定しました。

以上で、教育産業常任委員会の審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、陳情第7号「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書についてを採決します。
この陳情に対する委員長の報告は、採択です。
委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、陳情第7号「JA自己改革」に関する意見書の提出を求める陳情書については、採択と決定しました。

- ▼ 日程第 5 認定第1号 平成25年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 6 認定第2号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 7 認定第3号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 8 認定第4号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 9 認定第5号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

- ▼ 日程第 10 認定第 6 号 平成 25 年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 11 認定第 7 号 平成 25 年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件
- ▼ 日程第 12 認定第 8 号 平成 25 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件

議長（大村明雄君）

日程第 5 認定第 1 号 平成 25 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、日程第 12 認定第 8 号 平成 25 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上 8 件を一括議題とします。

これから、決算審査特別委員長の報告を求めます。

〔 決算審査特別委員長 持留 秋男 君 登壇 〕

決算審査特別委員長（持留秋男君）

決算審査特別委員会に付託されました、認定第 1 号 平成 25 年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第 8 号 平成 25 年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件の、審査の経過と結果につきましてご報告申し上げます。

当委員会では、9 月 25 日、日程や審査方針等を決め、9 月 29 日から 11 月 4 日まで現地調査を含め、実質 9 日間の日程で慎重に審査を行ったところです。

決算審査にあたっては、南大隅町の各会計決算書及び主要施策の成果説明書並びに、監査委員からの監査意見書、その他提出を求めた関係書類をもとに審査いたしました。

歳入の審査では、収入確保の努力がなされその実績が上がっているか。予算額と調定額に対しての収入済額、収入未済額における原因は何か。

歳出においては、予算の目的に沿って適正に執行されているか。地方自治法における「最小の経費で最大の効果を」に沿った執行がされているか。公益上の必要性に基づき支出され、その目的が達成され効果が上がっているかなどを主眼に審査を行いました。

財政健全化判断比率については、4 指標とも基準内にあり、昨年度より減少しており、健全化が図られているものと判断されるものの、地方交付税の減少や扶助費などの増加を考慮すると厳しい状況にあることは否定できません。

今後も適正な財政運営を行い、健全財政確保のため、経常経費の削減など節度ある財政運営をはかり、質の高い行政サービスが供給できるよう、なお一層努力していただきたい。

特別会計においては、多額の繰り入れとなっている状況は否めないが、目的に沿った事業の執行で成果を収めていると認められた。

町税は貴重な自主財源となっているので、今後も滞納整理システムや町税等債権回収対策プロジェクトチームの活用など、全庁的に一丸となって積極的な徴収に努められるよう求めます。

それでは、審査の過程における主な論議について、その概要を申し上げます。

農業委員会の関係で、農地パトロールにより遊休農地解消指導が 13.5 ha となっている。高齢化などにより農業機械が利用できない農地における非農地の取扱いについての質疑に、非農地台帳に記載しながら農地から除外する方法などの指導もあるため、状況を見

極めながら進めたいとの回答がありました。

経済課の関係で、農業振興において、後継者や担い手不足に農家も苦勞されているなか、年に2～3名ずつではあるが、施設園芸を含めた新規就農者の参入がみられる。活動火山周辺地域防災営農対策事業などにより施設整備が進められているが、現在、35%が自己負担であり負担額が1千万円を超える状況も見られる。このことが、農業参入への弊害となり、後継者や担い手農家の育成の妨げとなっている状況も伺える。基金活用も含め第一次産業の活性化を図るため、27年度以降新たな施策を進めてほしい要望がされました。

鳥獣害対策のため、箱わなを10基増加されているが、山中に放置されている状況も見受けられる。今まで整備された分も含め、管理や利用状況の把握など調査され、有効な活用が図られるよう要望がされました。

特用林産出荷物加工センターの運営について、利用者の減少傾向のなか、効率的な施設の運営や維持経費の軽減を図るため、冷凍庫などの設備機器の管理方法など改善について検討されるよう要望がされました。

林業振興における受注・委託事業などにおいて、大隅森林組合の占める割合は大きく、民間業者の参入については非常に厳しい状況が感じられる。地域の林業振興を図るため、民間業者への支援や育成に努めていただきたいとの要望がされました。

水産振興について、燃料高騰などで漁業における採算が合わない。併せて後継者も育たないなど意見が聞かれる。後継者や従事者の育成事業など、予算措置を含めた検討を進めていただきたい意見に、魚価の低迷など様々な要因も考えられる。漁業振興専門員を含め、後継者育成や事業展開など対策を進めたいとの回答がありました。

トサカノリ繁殖事業において、25年度は対前年比77%増、約7千2百万の生産が確認されている。今後の産地化の形成についての質疑に、販路を含めて、加工を視野にいった取組を進めたい。県など関係機関の指導を仰ぎながら、町の新たな加工産品を目指したいとの回答がありました。

財産運用課の関係で、入居率が3.45%減少のなか、諏訪に住宅を新設中。民間空き家もある中、住宅の新設の必要性についての質疑に、教職員の影響が大きく、空き家が多いのは佐多地区、根占地区の中心部は不足している。長寿命化計画においては新たな住宅の建設予定はなく、諏訪やまち、横馬場住宅においては建て替えを行うもので、現戸数を半分近くに減らした計画で需要はあると考えられることの回答がありました。

横ビュー高原ふれあい館の使用料が年々減少している。維持経費含めて今後の利用計画についての質疑に、以前は小・中学校が利用した経緯もあったが減少している。今後の利活用について検討しなければならないと考える。滑川地区の公民館の活動や地域の利用状況を見極め検討を進めたいとの回答がありました。

ボイラー設備において、塩分による配管などの劣化現象のため耐用年数よりはるかに短い期間での取替えが行われている。高額な設備のため業者選定をふくめ耐久性の高い機器の選定など、取扱いについては十分な調査をされたうえで進められるよう要望がされました。

会計課の関係で、利子及び配当金、町預金利子が減少するなか、基金運用において高利率の国債購入の運用を始めている。福岡市などが先進地で県内では10市町村が運用に取組まれていることの報告に、高配当の国債運用はベストと考えられるため、計画・継続的な資金運用をされるよう要望がされました。

総務課の関係で、職員の時間外手当について各課の決算額が少額となっている。職員数の減少により、それぞれの負担が増えてきている状況が見受けられる。職員の質・モチベ

ーションを上げる為には、見直しが必要な時期とも考えられるので検討を進めてほしい要望がされました。

実質公債費比率、経常収支比率等の数値が年々減少し、町の財政状況は県内でも良好な団体となってきているなか、依然として、地方交付税など依存財源の割合が高く、町税など自主財源に乏しい状況である。自主財源を確保するため、今以上の産業振興を図ることが必要と考えられる。財源を活かし、来年度予算に反映した新たな施策を進められるよう要望がされました。

企画振興課の関係で、佐多岬グルメコンテスト事業については、ドラゴンボートフェスティバルの青空市の会場で、特産品開発を目指したコンテストの開催やパンフレットの作成など、その成果を町内外へPRした経過が報告されたことについて、単年度終了でなく継続的な展開が必要と考えられる。特産品等の開発を進めるため、今後も継続的な展開を進められるよう要望がされました。

ふるさと納税寄付金における前年度比較の減額について、件数は増えているが1件当たりの寄付額の減少が要因となっている。ふるさとを思ってもらえる大切な財源である。今後、町内外へのPRなど、ふるさと納税寄付者が増加する取り組みを積極的に進められるよう要望されました。

根占地区の街路灯運営について設置後20年が経過している。災害や故障で保険適用外の費用が発生するなど、街路灯組合はパンク状態に陥っている状況もある。今後、根占・佐多地区街路灯の運営について検討を進めてほしい。また、中小企業庁にぎわい補助金など補助事業の活用を積極的に進めてほしいとの要望がされました。

観光ガイド育成補助金の取り組みについての質疑に、町歴史研究会において研修や環境整備を進めてきた。町内全体のガイドと佐多岬に特化したガイド育成を目指している。また、フェリーでのガイドについても今後検討を進めたいことの回答がされました。

大泊海浜公園の再開発・整備計画についての質疑に、現在は具体的なものはないが、26年度、観光振興ハード整備基本計画の中で検討を進めるため委託事業を進めている。今後、地元の意見等を聞きながら検討したいとの回答がされました。

建設課関係で、雄川の滝につながる発電所線の改良事業について、田畑の耕作者や観光者の往来の安全性や利便性についての質疑に、現在、設計業務を進めており、迂回路や改良箇所を調査中、九州電力や関係部署とも協議をし、安全性に考慮しながら進めたいとの回答がされました。

道路維持管理において町民車両を損傷する事案の発生があった、人身事故などに発展する大参事も想定されるので、町道等における維持管理においては十分な対応をされるよう要望がされました。

税務課関係では、町税などの未納対策について、徴収専門の臨時職員などを採用した徴収業務が進められている状況もあるが、本町の考えについての質疑に、県内、徴収職員として嘱託で雇っている自治体がある。今後、費用対効果をふまえ人事部局とも協議しながら検討を進めたいとの回答がされました。

徴収率の向上は評価しているが、町税収入が年々減少し5年後は5億を切ることも予想される。特に、固定資産税に関しては年々未納が増えていく状況、相続人がいない固定資産や死亡者への課税など、この現象が益々加速していくことが懸念されるため、滞納額が増加しない対策を進め、不公平のない税業務を進められるよう要望がされました。

教育振興課関係で、南大隅高校存続を進めるため新たな取り組みの必要性についての質疑に、自転車を中心に、国体を見据えた取組を強化する必要がある。また、寮の必要性など、

方向性を見出し、ここ2～3年で進めないと存続も難しくなることは否めない。また併せて、学科の再編なども視野に入れ、県とも相談しながら魅力ある高校作りを進めたいと回答がされました。

幼稚園での子育てに対する保護者などへのカウンセリングや支援の必要性についての質疑に、保護者含めて、メンタル面などサポートの必要性は感じている。幼稚園教育でカウンセラー派遣が可能か検討を進めたい。また、併せて週1～2回の運動教育を取組、運動のできる子供を育てる教育にも力を入れたいとの回答がされました。

家庭教育学級については、各学校教頭先生が主体的になって運営が行われているなか、内容の充実した活動や予算不足への対策として、増額助成などの必要性についての意見に、運営委員会、研修会等が実施されている。今後も現場の要望を聞きながら、可能な限り支援を進めたいとの回答がされました。

体育施設におけるグラウンドの管理について、除草・清掃など委託をされた管理が行われているが、以前と比較すると悪化している状況が見られる。維持・管理方法などを検討され、計画的な管理作業を進められるよう要望がされました。

地域の公民館活動については、定額分と計画分の中で、地域の活性化に向けた様々な事業が展開されていることが伺われる。反面、定額分のみで永年運営されている地域が見受けられる。公民館活動の活性化を図るため、活動への指導や支援、地域担当職員の協力を進めるなど、積極的な取組をされるよう要望がされました。

佐多支所関係で、歯科診療所における指定管理委託料については、診療所の取扱い実績の補填として、月額単位の契約がなされているが、年間の実績に基づく運用も適切と考えられるため、契約内容の見直しを含めた検討をお願いしたいことの要望がされました。

介護福祉課関係で、認知症初期集中チーム設置促進モデル事業において、執行残が多く見受けられるが十分な事業展開ができたかの質疑に、初のモデル事業のため手探りで進めた。また、先進地研修において日程調整などで実施できなかった経緯もあった。26年度も継続事業のため研鑽を積み、更に事業の充実が図れるよう努力したいとの回答がされました。

在宅医療連携拠点事業における医療費適正化や2次予防者等の取扱いについての質疑に、10月以降、長期入院患者が徐々に在宅医療対象となることが予想される。家族の受入体制が整っていないことも否めないため、負担を軽減するため、認知症への支援やヘルパー派遣など関係機関の支援を頂きながら、在宅医療・在宅介護を推進したいとの回答がされました。

地域支え合い体制づくり事業などの取組で、会場で看護師など有資格者の指導が必要とされ、時間外や夜間の活動も予想される。行政や民間委託など事業を進めるなかで、従事者の時間外手当を含めた処遇改善を進めるため、次年度以降の予算に反映されるよう要望がされました。

町民保健課関係で、健康増進事業における訪問指導の増加の要因についての質疑に、健診後の事後フォロー強化や栄養指導など改善に向け、有資格者による訪問指導を進めている。これらにおける対象者や指導回数が増加していることが要因となっているとの回答がされました。

国民健康保険事業特別会計について、法定外繰入後、事業費が15億円前後で推移するなど安定した運営が保たれている。背景に何があるか分析を進めてほしい。逆に、保険税額の減少などマイナス要因も危惧されるため、給付費の抑制や保険事業の推進など関係機

関と連携した取り組みを進められるよう要望がされました。

簡易水道事業特別会計水道使用料の高額未納事業者における不能欠損について、工場は売却・解体されているが使用料として徴収できなかったかの質疑に、債権者全が裁判所に申請され財産整理が行われた結果、水道使用料には全く配当がなかったことにより不能欠損に至ったことの回答がされました。

診療所事業特別会計においては、看護師等の人材不足が危惧される。今後の診療所運営と地域医療体制を確保するため、人材確保に向けた取組を進められるよう要望がされました。

介護保険事業については、介護認定における認知症の認定調査において、認定の精度を高めるため、家族や民生委員・自治会長等への聞き取り調査など積極的に進めてほしい。また、認知症の隠ぺいにより人身事故の発生が懸念されるため、認知症への理解の普及や各関係機関と連携をとり、より事故防止に務められるよう要望がされました。

介護予防事業の2次予防対象者が約700名。独居であり引きこもりがちな方を、いかに屋外へ引き出し、引きこもりを予防するのがこの事業の目的であると考えられる。地域や関係機関と連携をとり、対象者の把握に努められるとともに、多くの方が参加できる事業を展開されるよう要望がされました。

下水道事業については、施設・機器の老朽化による改善計画についての質疑に、平成26年度から3年間の機能強化事業を計画している。事業費で約1億2千万円を予定しており、26年度においては、設計やポンプの取り換えを進め、老朽化の改善を進めたいとの回答がされました。

以上、全体的には議会の議決したその目的に沿って執行され、成果を収めていると判断しました。

柔道整復師による施術療養費不正受給については、25年度決算にも影響するなど、行政業務に対する町民の信頼を大きく失墜させるものであります。損害賠償などの法的手続きを適切に進められ、本町が被った損害に対し一刻も早く補償されることを強く要望します。

また、再発防止に向けた事務処理を進められ、業務の信頼回復を目指して職員一丸となった取組を進められるよう強く要求します。

以上、審査の概要を申し上げましたが、決算審査特別委員会といたしましては、認定第1号 平成25年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件については、全会一致で認定すべきものと決定しました。

決算認定は、町の財政運営の健全化と適正化に努めるという事が最も重要である。常に事務事業の初期の目的と照らし、創意工夫のもと、事務事業の効率化や行財政改革を推進しながら、総合基本計画のキャッチフレーズである南大隅町が目指す「子や孫と一緒に暮らせる町づくり」を実現する為に、各種施策を推進され、なお一層の弛(たゆ)まぬ努力を強く期待します。

尚、審査においてなされた、指摘事項・要望・検討すると答弁された事案については速

やかな改善を期待します。

以上で、決算審査の経過と結果について報告を終わります。

議長（大村明雄君）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

認定第1号 平成25年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件に、質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 平成25年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は、ご起立願います。

起立多数（全員起立）

議長（大村明雄君）

起立多数です。

したがって、認定第1号 平成25年度南大隅町一般会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

認定第2号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件から、認定第8号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件まで、以上7件、一括して質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第2号 平成25年度南大隅町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第3号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成25年度南大隅町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第4号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第4号 平成25年度南大隅町診療所事業特別会計歳入歳出決算につ

いて認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第5号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第5号 平成25年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第6号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第6号 平成25年度南大隅町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第7号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第7号 平成25年度南大隅町下水道事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

次に、認定第8号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件を採決します。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、認定第8号 平成25年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算について認定を求める件は、認定することに決定しました。

▼ 日程第13 議案第43号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）について

議長（大村明雄君）

日程第13 議案第43号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第43号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第43号 平成26年度南大隅町一般会計補正予算（第11号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第14 議案第44号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第14 議案第44号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第44号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第44号 平成26年度南大隅町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第15 議案第45号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第15 議案第45号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第45号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第45号 平成26年度南大隅町簡易水道事業特別会計補正予算（第

3号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第16 議案第46号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)について

議長(大村明雄君)

日程第16 議案第46号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長(森田俊彦君)

ありません。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第46号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第46号 平成26年度南大隅町診療所事業特別会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第17 議案第47号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）について

議長（大村明雄君）

日程第17 議案第47号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第47号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第47号 平成26年度南大隅町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第18 議案第48号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

議長(大村明雄君)

日程第18 議案第48号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長(森田俊彦君)

ありません。

議長(大村明雄君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

討論なしと認めます。

これから、議案第48号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長(大村明雄君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第48号 平成26年度南大隅町下水道事業特別会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第19 議案第49号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

議長（大村明雄君）

日程第19 議案第49号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案理由については、先日説明がありましたが、補足説明はありませんか。

町長（森田俊彦君）

ありません。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、議案第49号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第49号 平成26年度南大隅町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

10 : 59
～
11 : 10

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き再開します。

▼ 日程第20 発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第20 発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）の提出について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第3号に関連する意見書を政府及び関係機関へ提出するためのものがございます。

軽度外傷性脳損傷は、日本の医療において知られておらず、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくく、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く発生しているため、労災認定基準の改正と併せ、外傷性脳損傷の判定方法の見直しや医療機関をはじめ国民への啓発・周知を積極的に進めることなど必要な措置が講じられるよう強く要望するため政府関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを求める意見書（案）の提出についてご理解いただき、ご賛同のうえ、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 軽度外傷性脳損傷に関わる周知及び労災認定基準の改正などを要請する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第21 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第21 発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

〔 総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第5号に関連する意見書を政府及び関係機関へ提出するためのものがございます。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話ができる社会づくりの推進や、手話を言語として普及、研究することが重要であります。

環境整備や手話言語施策を更に充実させるため、「手話言語法」制定の早期実現に向け必要な措置が講じられるよう強く要望するため、政府関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第3号 「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出についてご理解いただき、ご賛同のうえ、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発議第3号「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第3号「手話言語法」制定を求める意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第22 発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第22 発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

[総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇]

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）の提出について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第6号に関連する意見書を政府及び関係機関へ提出するためのものがございます。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成や障害認定基準において、対象から外れ高額な医療費負担をせざるを得ない患者が相当数にのぼり、就労不能や生活困窮者も多く発生しています。

平成23年の特別措置法制定時の付帯決議における医療費助成や生活支援について、新たな具体的支援措置を講じることを強く要望するため、政府関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出についてご理解いただき、ご賛同のうえ、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第4号 ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書(案)の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第 2 3 発議第 5 号 「J A 自己改革」に関する意見書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第 2 3 発議第 5 号 「J A 自己改革」に関する意見書（案）の提出についてを議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

[教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇]

教育産業常任委員長（持留秋男君）

ただいま議題となりました、「J A 自己改革」に関する意見書（案）の提出について、趣旨説明をいたします。

先ほどご採択いただきました、陳情第 7 号に関連する意見書を政府及び関係機関へ提出するためのものがございます。

政府は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」における農協改革の推進については、J A グループの「自己改革」をめぐり、政府・関係閣僚から、「政府の考えと方向性が一致していない」など言われています。

このまま、政府主導で農協改革が進めば、地域住民や社会に大きな影響を与え、地域農業に即した施策が展開できなくなるなど懸念されるため、関連法案の策定にあたっては、一方的な事業方式など強制されないよう要望するため政府関係機関へ意見書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第 5 号 「J A 自己改革」に関する意見書（案）の提出についてご理解いただき、ご賛同のうえ、議決いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。

これから、発議第 5 号 「J A 自己改革」に関する意見書（案）の提出についてを採決

します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第5号「JA自己改革」に関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第24 発議第6号 医師派遣要請決議書（案）の提出について

議長（大村明雄君）

日程第24 発議第6号 医師派遣要請決議書（案）の提出についてを議題とします。
本案について、趣旨説明を求めます。

〔 総務民生常任委員長 松元 勇治 君 登壇 〕

総務民生常任委員長（松元勇治君）

ただいま議題となりました、発議第6号 医師派遣要請決議書（案）について、趣旨説明をいたします。

肝属南隅地域では、中核的医療機関の唯一の病院である肝属郡医師会立病院の医師不足が益々深刻化しており、27年度以降は更に厳しい状況が見込まれます。

南大隅町においても、肝属郡医師会立病院の医師補充が出来なければ地域医療の衰退が危惧される状況があります。

鹿児島大学地域卒卒業後の医師における地域拠点病院への派遣が27年度から始まるなか、当地域の医師不足の現状を考慮頂き、肝属郡医師会立病院への医師の派遣について、特段の配慮がされるよう南大隅町議会の決議をもって、鹿児島大学病院へ要請書を提出するものです。

そこで、本議会にご提案申し上げます。発議第6号 医師派遣要請決議書（案）についてご理解いただき、ご賛同のうえ、決議いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

議長（大村明雄君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

討論なしと認めます。
これから、発議第6号 医師派遣要請決議書（案）の提出についてを採決します。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。
したがって、発議第6号 医師派遣要請決議書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

▼ 日程第25 特別委員会設置の件

議長（大村明雄君）

日程第25 特別委員会設置の件を議題とします。
お諮りします。
特別委員会設置の件について、議長を除く議員全員で構成する「議会広報編集」
暫時休憩します。

11：25

～

11：25

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。
「議会広報編集等調査特別委員会」を設置し、調査することにしたいと思います。
なお、調査の期間は、調査終了までとしたいと思います。
ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、本件については、議長を除く議員全員で構成する「議会広報編集等調査特別委員会」を設置し、調査することに決定しました。

引き続き、「議会広報編集等調査特別委員会」を招集します。

委員長・副委員長の互選をお願いします。

互選に関する職務は、年長の委員が行うことになっております。

全員協議会室をお願いします。

暫時休憩します。

1 1 : 2 5
~
1 1 : 3 2

（ 議会広報編集等調査特別委員会 ）

議長（大村明雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長に水谷俊一君、副委員長に井之上一弘君が互選されましたので報告いたします。

▼ 日程第 2 6 議員派遣の件

議長（大村明雄君）

日程第 2 6 議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

会議規則第 1 2 3 条の規定による議員の派遣については、お手元に配布のとおりとしたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」 という者あり

議長（大村明雄君）

ご異議ありませんので、そのように決定することにいたしました。

▼ 日程第 2 7 委員会の調査報告について

議長（大村明雄君）

日程第 2 7 委員会の調査報告をお願いします。

教育産業常任委員会委員長の報告を求めます。

[教育産業常任委員長 持留 秋男 君 登壇]

教育産業常任委員長（持留秋男君）

教育産業常任委員会では、去る、11月26日に、志布志市の「農業公社について」所管事務の調査を実施しましたので、その結果について報告いたします。

旧、志布志町、有明町、松山町のそれぞれ3社の農業公社が平成19年4月に合併し、志布志市農業公社が運営されていました。

農業振興と農村活性化を進めるため、農地の流動化や農作業の受委託、新規就農者の育成、農業機械の貸付事業を中心とした展開がされていました。

特に、農業者の高齢化と後継者不足を防ぐ為、平成8年から研修事業に取組まれ、東京や大阪での説明会や体験実習などが積極的に行われていました。

研修事業においては、施設ピーマンが主で、2年間の研修期間を経て独立される仕組みとなっており、概ね年に夫婦3組を募集し育成する内容でした。

2年間で農業基礎講座や栽培管理技術、簿記研修などが計画的に実施され、公社が全面的に指導・支援する体制が確立されていました。また、研修期間に手当が、1人15万円、夫婦は25万円に住宅手当が支給される取扱いとなっていました。

結果、平成8年から26年までの研修生96人においては、就農中が70人、研修中6人、離農・中退が21人で、平成16年以降は離農者の発生がなく、高い定着、定住状況となっていました。

平成2年には、ピーマン部会員数が38人で栽培面積が7.5haまで減少していましたが、平成24年には、86人で23.4haまで増加し、ブランド指定や販売金額が10億円を突破するなど、昭和52年の最盛期を上回る結果となり、東串良町の次に県下で2位の栽培面積となっていました。

公社の農作業の受委託事業については、概ね採算ベースで運営がされていましたが、職員人件費や研修事業の経費、年間、約4～5千万円については、志布志市が8割、JAが2割を負担する仕組みが構築され、官民一体となった取組が進められていました。

これらの取組は、合併前の旧町の地域で積極的に取り組まれるなど、農業構造の後退に歯止めをかけている状況がひしひしと伝わってきた次第です。

調査後の意見として、本町も、農家の高齢化や兼業農家、地域担い手の減少により農業構造の弱体化が進んでいます。これらを改善するため、新規就農者への受け皿づくりが重要と考えられます。

今回、調査しました、研修制度や研修手当の創設や活動火山周辺営農対策事業など施設整備への支援などの施策を進めることが必要であるとの意見の一致をみたところです。

10年、20年先を見据え、新規参入農家や担い手農家を育成するため、新たな農業施策を進められることを要望しまして、教育産業常任委員会の所管事務調査の報告と致します。

議長（大村明雄君）

お諮りします。

ただいま議決されました、議案の条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

「なし」という者あり

議長（大村明雄君）

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定しました。
以上で全部の日程を終了しました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

〔 町長 森田 俊彦 君 登壇 〕

町長（森田俊彦君）

平成26年度南大隅町議会定例会12月会議を閉会されるにあたり、一言お礼を申し上げます。

12月9日から、本日会議まで11日間の日程でありましたが、専決処分、単行議案、条例の改正をはじめ、一般会計補正予算（第11号）、特別会計の各議案、また「平成25年度歳入歳出決算」の認定について、お願い致しました全ての議案を、原案どおり可決いただき、誠にありがとうございました。

一般質問につきましては、今回、大久保議員、松元議員2名よりご質問を頂き、観光振興策や本町の基幹産業に関する農業振興ビジョン、また、人口減対策やB&G施設の活用策への提言など、長期的視野に立ったご意見を賜りましたので、今後の政策遂行に十分反映させていきたいと考えております。

先月開催されました全国町村長大会において、「地方創生の推進に関する提言」が決議されました。町村においては自分たちで知恵を絞り、人口動態を含む地域の分析を行い、取り組むべき施策とその具体的な実効策を企画立案する必要があり、国は過疎化、人口減少、少子化対策に、町村が覚悟の上で実施する対策を、財政的にも制度的にも支援し、対策の障害となる規制の撤廃、縦割り弊害の除去など、地方分権をさらに強力に推進する方針であります。

関連しまして本町財政状況を鑑みますと、議員各位のご理解の下、堅調評価を頂いており、12月補正後の見込みでは、基金残高が25年度末75億から、現在81億円に達した次第であり、このことは、平成17年合併時からの、町民皆様のご理解による財政運用の積み重ねの成果であると認識しております。

現在、平成27年度予算編成の策定中ではありますが、国の施策と連携し、次年度は本町におきまして、わたくしの政策スローガンであります「チャレンジ創生」を基軸に、地方創生が町内隅々まで行き渡るよう町内産業の多くの第一次産業に従事されておられる方々に対し、多面的な産業振興策と、また評価を頂いております子育て支援や定住促進策など、人口減少に歯止めをかけられる福祉施策の更なる拡充を図り、子育て環境先進町として自信を持った自負の下、思い切って進めて行く方針であります。

今後も、引き続き収支バランスの取れた財政の効率的な安定運用を図り、多くの政策提言を賜わりながら積極的な予算編成に努め、町民が潤う施策実現に向けて、真に必要な感謝される誠実な町政運営に努めてまいりたいと考えます。

最後になりますが、議員各位が益々ご健勝で、よいお年をお迎え頂き、今後とも本町発展のためご指導、ご尽力を賜りますようお願い申し上げ、平成26年度12月会議終了のお礼といたします。

▼ 散 会

議長（大村明雄君）

以上をもちまして、平成26年度南大隅町議会定例会12月会議を散会します。

散会　：　平成26年12月19日　　午前11時43分